平成２５年（フ）第９０号
三重県四日市市新正２丁目10番７号
債務者　株式会社宏栄食品
代表者代表取締役　石川　吉郎
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚越　正光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後２時
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６６８号
名古屋市中区栄１丁目21番31号　ダイアパレス白川公園805号
債務者　株式会社エーシーエム
代表者代表取締役　斉藤　和也
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　高志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月24日午後１時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８１号
横浜市瀬谷区三ツ境160番地の８
債務者　有限会社共伸重量
代表者取締役　北井　友子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　八郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３３号
岐阜県養老郡養老町石畑1375番地５　ヴィーブル養老102号
債務者　吉田　豊彦
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲松　正人
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
滋賀県近江八幡市十王町732番地
債務者　米浅商店こと　太田　　晃
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多賀　安彦
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第４４号
北海道室蘭市緑町10番３号
債務者　喜尾　和弘
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開本　英幸
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後３時45分
6　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
香川県高松市多肥上町2210番地15パルガーデン３　202号室、住民票上の住所香川県高松市由良町694番地３
債務者　椋本小夜子（旧姓佐竹）
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　創一
4　破産債権の届出期間　平成25年６月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３９２号
大阪府泉大津市春日町10番10号、前住所京都府福知山市字天田41番地の２
債務者　育英寮こと篠家こと　平山　甲次
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　弘二
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９３号
大阪市東住吉区鷹合１丁目20番21号、前住所大阪府泉大津市春日町10番10号
債務者　育英寮こと　平山　　武
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　弘二
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
大阪府泉大津市春日町10番10号、前住所京都府福知山市字天田41番地の２
債務者　平山　淑枝
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　弘二
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９５号
大阪府泉大津市春日町10番10号、住民票上の住所大阪府泉大津市春日町10番９号
債務者　育英寮こと　平山　晋吾
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　弘二
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月26日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎574番地
債務者　佐藤　憲一
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　　孝
4　破産債権の届出期間　平成25年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
新潟県新発田市豊町２丁目12番２号
債務者　川内　篤子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　破産債権の届出期間　平成25年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第５７７号
名古屋市中区丸の内１丁目４番４号　ハイレジデンス上園苑301号
債務者　四川料理すず音こと　竹内　智敬
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野口　　新
4　破産債権の届出期間　平成25年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部